

平成29年度 事業計画書

2017.3.8

児童養護施設 武田塾

1. はじめに

児童養護施設武田塾は、保護者による適切な養育を受けられない子どもを、公的責任で養育するとともに、地域生活での自立に向け子ども時代の支援を行うことを目的としています。

具体的には、

① 家庭的養護と個別化

できるだけ家庭的な環境で養育する「家庭的養護」と、個々の子どもの育みを丁寧にきめ細かく進めていく支援の「個別化」を進めます。

② 発達保障と自立支援

乳幼児期をはじめとする愛着関係の形成や基本的な信頼関係の形成、子ども期の主体的な活動の支援をとおして健全な心身の発達を促し、社会生活に必要な基礎的な生きる力を養う支援を行います。

③ 回復をめざした支援

被虐待や不適切な養育環境で過ごしてきた子どもたちは、心の傷や深刻な生きづらさを抱えています。被虐待体験や家族との分離体験の傷つきの癒しや回復をめざした専門的ケアや心理的ケアなどの治療的な支援を行います。

④ 家族との連携・協働

不適切な養育や虐待などの「安心して自分をゆだねられる保護者」がいない子どもたちにとって、親と共に成長できる喜びを体感し、持続できるような支えが必要です。そのためには親との信頼感が必須であることを自覚し、共に歩む支援を行います。

⑤ ライフサイクルを見通した継続的な支援と連携アプローチ

入所からアフターケアまで支援を継続し、育てられる子どもが、子どもを育てる親になっていく子育てのサイクルを考慮に入れた支援を行います。そのため、子ども家庭センターや市町村と連携するとともに、地域の子育支援に取り組みます。

武田塾は、社会的養護の第一線機関として家庭養育の再構築を手助けし、専門的技量によりいっそう磨きをかけ、多岐に亘る困難な背景を持つ子どもの支援に取り組んでいきます。

2. 基本方針

(1) 創設者、武田慎治郎氏の基本理念を継承します。

① 共に在る

- ②家庭的雰囲気醸成
- ③子どもたちの生きる喜び、希望を引出す
- (2) 子どもの成長にじっくり関わり、時には対峙して、自分を認め、相手を認め、許し合い、助け合いを育てます。
- (3) 子どもたち一人ひとりの成長過程を確認し、権利の主体として個別性を認め、自己決定できる力を育みます。子どもたちは、何らかの理由により社会的養護が必要であり「生活」「発達」「自立」を支援していくという認識の下、質の高い安全で安心できる生活環境を整え、社会の中で生きていくための生活力を育てます。
- (4) 心理的ダメージを持つ子どもたちに、温かく潤いに満ちた生活支援を行い、併せて心理的支援に取り組めます。

3. 養育目標

【1】集団と個別支援

(1) 生活支援

- ①個別支援や心理的支援のため小規模の生活環境での養育を目指します。
本体施設では、1階の愛着形成の幼児フロア、2階高校生男子フロアに、

ユニットケアとし、中学生及び小学生フロアとし、少人数の生活環境での支援を行います。
また、2か所の地域小規模施設に今年度からグループケア分園を開設し、地域生活での家庭的な環境の中で子ども期の健全な心身の発達の保障と回復を3ホームの協働での養育を進めます。
- ②自立支援計画に基づいた支援を行います。
- ③感情表出、意思形成、意思疎通、自己決定できる力を育むため心理士や機関との連携での生活での心理的支援を進めます。
- ④集団の良さを活かした他人への気配りや思いやりの心を育てます。
- ⑤基本的な生活習慣を確立し生活のリズムを身につけ自己抑制力を育てます。

(2) 学習支援

入所前の環境のからか子どもには学力が低く、学習の習慣が身につけていない傾向が多くみられます。学校生活を楽しく過ごすためにも、個々の子どもの学習支援に努めます。また、大学進学等を視野に入れて、学習支援の充実を図ります。

- ①学習の習慣付けを図るため、中学生の民間学習教室の利用を継続します。
- ②小学生の施設内公文教室を継続し、基礎学力の習得を目指します。

③大阪教育大学の学生ボランティア学習支援スタッフとの連携と協働を進めます。

(3) 食生活支援の充実

食事は子どもたちにとって楽しみであり、食事の場での団欒が気持ちをやわらげ親密な関係でのコミュニケーションの場であるとともに、生活のリズムを作ります。食生活を豊かにし、子どもの発育・成長に大きく関わるもので、身体的・精神的健康の向上と維持に努めます。食育への子どもの参加による将来の生活のリズムとなる食への支援を進めます。

- ① 家庭的雰囲気の中での変化にとんだ食事の提供を行います。
フロアごとの家庭的雰囲気の食事の実施を段階的に進めます。
- ② 三郷ホーム、勢野北ホーム、勢野西ホーム（仮称）と本体3階グループケアは、1か月単位の食事代を使って子どもの意向や生活変化に応じた食事を提供します。
- ③ 子どもたちへの嗜好調査に基づいた献立、食品の選択を行います。
- ④ 季節感のある献立作りを行います。
- ⑤ 各年齢期に見合った食習慣の指導を行います。
本体3階女子フロアのグループケアに当たり、本体1・2階の食事提供に工夫を行います。また、退所する子どもに対して段階的に、自立に対する練習として食事作りのスキルアップ、簡単な栄養指導、お弁当作りを行っていきます。

(4) 遊び、余暇活動等

職員は意図的に子どもが主体的に活動するのを支援し、子どもが遊びや余暇活動を通じて様々な人と連携し協働する

- ① 拳闘部（武拳部）、フットサル、野外活動等クラブを子どもが主体的に選択、参加し取り組むのを支援します。
武拳部は、府内での各種大会への参加を積極的に目指し、フットサル部は他児童養護施設との合同練習を企画し、大阪府大会での上位進出を目指します。
- ② 公教育でのクラブ活動への参加を推奨支援するとともに、子どもの特性に応じて地域の活動に参加し、多様な人々と交流を通じながら自己実現を図るのを支援します。
- ③ ホーム合同、フロア、高校・中学・小学校、塾全体単位での活動を支援します。
- ④ 納涼祭などの地域への参加を呼びかけ、また子ども集団で地域の活動に参加します。
- ⑤ 地域自治会の清掃活動等への積極的な参加を通じて、子ども達が地域の子どもである認識に立てるよう活動を支援します。

【2】子どもの権利擁護と自立支援

社会の中で生きてゆく生活力の育ちを目指し、「生活」「発達」「自立」への個別支援がそれぞれの子どもに適した質になるよう、アセスメントの充実に

よる養育を進めます。

- ① 第三者評価の実施と自己評価により、権利擁護の推進のため養育の充実を進めます。
- ② 「生活のしおり」・「権利ノート」を活用し、施設生活での子ども・職員のお互いの人権の尊重を推進します。
- ③ 人権をテーマにした施設内での職員研修の実施と施設外の人権への積極的な職員派遣、伝達研修を充実させます。
- ④ 第三者委員による子ども、職員の定期的面接及び面接結果に基づく職員研修・指導の充実を図る。
- ⑤ 年齢ごとの性教育を行います
- ⑥ ホーム、フロアごとの話し合いの場において職員と子どもたちみんなが主体的に考え発言し自分で考える力を育み、身についた判断力を活かせる過ごしやすい生活づくりを進めます。
- ⑦ 単独生活を経験させ、自立生活への課題を整理し支援のアセスメントを進めます。
- ⑧ 中学生高校生より、インターンシップによる将来の夢や仕事での見通しの獲得のための支援を進めます。
- ⑨ 地域社会活動による地域の大人との交流や同世代との相互関係によるアイデンティティの獲得のため、学校のクラブ活動や学校外の個別活動を機会を支援します。

【3】職員体制

- ① 就職フェアや大学など養成校との実習や懇談会や、インターンシップなど計画的な求人活動による人材の確保に努めます。
- ② ホーム間及び本体施設との連携体制の整備と強化を図ります。
- ③ 職員体制は各フロア制とし、各階にリーダーを置き、主任の業務を補佐すると同時に構成メンバーのまとめ役として機能します。
- ④ 担当はフロア担当制を基本とし、アタッチメントや生活における心理的支援のため個別担当制について検討します。
- ⑤ 地域生活での自立に向けた子ども時代の支援の対人援助者としての専門性、人間性、社会性のための研修（外部、法人・新人・職能・指導的職員研修、児童養護施設合同）や機関や住民との連携に努めます。

【4】関係機関との協働

社会状況や子ども課題の複雑多様化を考えると、一機関だけ、一施設だけでの取組では効果が上がらない状況にあり、関係機関が協働する事が大切です。

- ① 子ども家庭センターとともに、アセスメントや援助計画、自立支援計画

などの基づく支援の連携を行っていきます。

- ② 幼稚園から高校（特別支援学校を含む）と連携・協働し、特に小中学校との連携を密に行っています。
- ③ 里親支援専門員を中心に子ども家庭センターや地域の里親会などと連携し里親の支援や開拓を行います。里親のファミリーホームと連携し相互に特色を生かし協働し、ファミリーホームの整備に活かします。
- ④ 塾の支援者や保護者、地域の行政や福祉・司法の支援団体との交流を図り連携するとともに機関紙を発行し情報提供に努めます。
- ⑤ 子どもや家族支援や権利擁護や自立支援やアフターケアにおける法的な観点からの支援の充実のため法人顧問弁護士と連携します。
- ⑥ 安心で安全な生活のため警察署、消防署との連携の強化を図ります。

【5】地域との交流と地域支援

- ① 施設は地域の中に在り、地域住民からの理解、協力の下に発展します。それと共に施設の持つ子どもの養育、親支援の力も地域へ提供し、地域発展に寄与します。
 - ・ 修学前児童の遊び場として地域交流ホールを提供します。
 - ・ 地域子ども会や青少年団体など子どもの健全育成活動団体と交流します。
 - ・ 地域の子育て支援、生活支援に取り組みます。
- ② 奈良県三郷町において、2ヶ所の地域小規模児童養護施設と今年度よりグループケア分園の開設し、学校、役場などの機関や住民との協働による地域生活での家庭的な環境における養育を進めます。
 - ・ 自治会、子ども会活動に積極的に参加し地域住民の方々との交流を通して社会の一員としての自覚を促し、豊かな社会性を身につけ社会的自立の支援を進めます。
 - ・ ショートステイや相談など地域の子育て支援に取り組みます。
 - ・ 地域小規模ホーム間の連携と本体施設との連携体制を進めます。

【6】子どもの安全対策と職員の危機管理の徹底

①防災、火災対策

子どもの安全を第一に、防火設備・器具・避難設備等の法的点検は無論のこと、職員による点検も怠らず不良箇所は財源の許す限り速やかに改良します。

- また、消防署と連携をはかり火災・震災を想定した防災訓練を定期的を実施し子どもが安全で安心した生活ができるよう努めます。
- ・ 自衛消防隊の組織的活動の確立。
 - ・ 月1回以上の避難訓練・防火訓練の実施。
 - ・ 危機管理意識教育の確立と非常食の備蓄。

- ・緊急時対応力の向上に資する応急手当・救命処置の受講、習熟訓練を行う。
- ②機管理体制の充実と確立。
- ・危険・危機にまつわる子どもからのメッセージを素早く取得し迅速な解決を図ります。
 - ・公用車の運転については、同乗する子どもや通行する市民の安全の配慮、社会福祉法人の職員としての自覚に立ち行うこと。

3. 課題と展開

事業	内容と展開
子どもの権利擁護や自治組織や自主活動の育成	家族支援や心理的支援の自立支援計画による、養育の充実による権利擁護に努めます。ホーム、フロアごとによる生活での話し合いや、高校生による企画実施を進める。
職員研修体制の確立とスーパービジョンの充実	外部、法人・新人・職能・指導的職員の研修体系を整備し、専門性や社会性の育成を計画的に進めます。
地域子育て支援の推進と社会貢献	子育てに関する専門性に基づいたノウハウ等を地域に向け提供し、子ども子育て支援を地域と協働で進めます。
家庭的養護・個別化の推進の推進 里親支援の推進	ファミリーホームの整備や男子フロアのユニット化に伴う本体施設のユニットの充実について検討します。 週末里親や一日里親、職親的里親など里親の開拓や委託の推進や里親・養子相談のための専門性を高め、地域型里親支援機関等の設置に向け取り組みます。